

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 幸 寿 会

社会福祉法人幸寿会 役員報酬等に関する規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人幸寿会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、慶弔及び法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第 2 章 報 酬 等

(報酬)

第 3 条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行なわない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

① 1 日 4 時間以内… 5, 0 0 0 円（源泉徴収税日額控除後の金額）

② 1 日 4 時間以上… 8, 0 0 0 円（源泉徴収税日額控除後の金額）

3 報酬額は、評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第 1 項及び第 2 項は適用しない。ただし、職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。

理事長…月額 3 0, 0 0 0 円

理 事…月額 2, 0 0 0 円

(報酬の支払い方法)

第 4 条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第 3 条 1 項の役員等については毎月 1 1 日に起算し、翌月 1 0 日に締め切り、2 5 日（当日が土・日曜日または祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第 3 条 2 項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(交通費)

第 5 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときの交通費は次のとおり支払う。

(1) 第 3 条 1 項の役員等については、交通費届によって申し出された内容を、当法人の職員給与規程の規定する通勤手当に当てはめて日割算出された額に出勤日数を乗じた金額を、第 4 条 1 項と同様に支払う。但し、交通費届の申出のないものについては、領収書等の支払の証明をできるものをもって、その都度現金で支払うことができる。

(2) 第 3 条 2 項の役員等については、以下のとおりの金額をその都度現金にて支払う。

① 理事会・評議員会・監事の監査会等への出席… 2, 0 0 0 円/日

② 報酬の支払がない会議・委員会等への出席… 3, 0 0 0 円/日

③ その他法人業務に携わったときの交通費

… 2, 0 0 0 円/日 但し、交通費の実費がこれを超える場合には領収書や行き先のわかるものをもって算出された額（実費）とする

- 2 理事において、法人の本部及び施設の職員を兼務する者には、第1項は適用しない。

第 3 章 出張旅費

(出張旅費)

第6条 出張旅費は、法人の規定する職員旅費規程を適用する。

第 4 章 慶弔

(慶弔)

第7条 役員等が次の各号に該当した場合には、法人より慶弔費用が支出される。

- ①死亡 30,000円と花環または生花
- ②入院(10日以上) 10,000円
- ③慶事 20,000円
- ④退任 30,000円相当の記念品

(その他の慶弔)

第8条 法人事業運営に特に功績のあった者について、理事長が特に必要と認めたときは、別途功労者として100,000円の範囲で支出する。

第 5 章 その他

(その他)

第9条 評議員選任・解任委員会の委員が職務を遂行するにあたっての報酬については第3条2項、交通費については第5条を適用する。

- 2 苦情解決委員会、入所検討委員会、グループホーム運営推進会議等の法人各施設にて設置する必要な委員会等における第三者委員の交通費については、第5条1項(2)②を適用する。

第 6 章 雑則

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、特殊な場合についてはその都度協議し、理事長が決定する。

(改正の手続き)

第11条 この規程を改廃するにあたっては、社会福祉法人幸寿会評議員会の議決によりおこなう。

附 則

- ・この規程は平成18年 3月18日から施行する。
- ・この規程は平成19年 5月19日から施行する。
- ・平成18年3月18日制定「役員評議員等旅費及び慶弔に関する規程」は平成28年3月31日廃止する。
- ・この規程は平成29年4月1日「役員報酬等に関する規程」として制定する。

役員等報酬表

(規程第3条関係)

単位：円

号俸	支給基準額 (月額)
1	30,000
2	50,000
3	80,000
4	100,000
5	130,000
6	150,000
7	200,000
8	250,000
9	300,000
10	350,000
11	400,000
12	450,000
13	500,000
14	550,000
15	600,000
16	650,000
17	700,000
18	750,000

【報酬決定のめやす】

下記の金額を基準に勘案する。

(理事長) 25,000円/日

(理事) 8,000円/日